解散公告

当社は、平成二十二年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

熊本県上益城郡益城町大字古閑四三番地五

株式会社三ツ矢ホーム

代表清算人　宮崎　登

解散公告

当社は、平成二十二年六月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

熊本県熊本市植木町色出五五〇番地

株式会社アレッグ植木

代表清算人　宮崎　登

解散公告

当社は、平成二十二年六月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

熊本県熊本市九品寺四丁目一番二号

株式会社豊菱

代表清算人　安河内清己

解散公告

当社は、平成二十二年三月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

宮崎県延岡市二ツ島町九六四〇番地

定年産業株式会社

清算人　貞森　文代

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十一日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

千葉市中央区中央四丁目一四番一〇号

特定非営利活動法人千葉県健康食品等協議会

清算人　早川　恒雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年六月十日開催の組合員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬二三八九番地の二

農事組合法人ラビーム農園

清算人　玉置　和夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月二十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

大阪市鶴見区浜三丁目八番四八号

特定非営利活動法人歩の会

清算人　東堤　正治

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月十九日被包括宗教団体の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

大阪府東大阪市吉田下島一七番二七号

宗教法人神道観真教

清算人　髙島　輝峰

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

財団法人大規模林道建設地域対策基金

代表清算人　石垣　正夫

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十二年六月十一日山口県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

山口県光市大字束荷一三二二番地一

清算法人光市島田川土地改良区

代表清算人　小田　典和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

高知市仁井田四六五三番地

社団法人高知県外材協会

代表清算人　池田　青志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月十四日開催の定時総会の議決により平成二十二年六月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

横浜市磯子区中原一丁目二番三一号

社団法人横浜塗装工業会

代表清算人　白石　澄雄

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年五月三十一日付で愛知県知事の認可により解散したので、当土地改良区に対し債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越五〇

清算法人阿久比南部土地改良区

清算人代表　瀧塚　忠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月十四日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

三重県津市美里町三郷四八番地一

清算法人美里北部土地改良区

代表清算人　米澤喜久生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の社員総会の決議により平成二十二年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年七月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年七月十六日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼八六八番地五

NPO法人図書館をたのしむ会

清算人　阪本　**竫**

第二期決算公告

平成二十二年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	一、〇三二、二八四
繰延資産	三一八、〇一六
資産の部計	一、三五〇、三〇〇
負債及び正味財産の部	
正味財産	一、三五〇、三〇〇
負債及び正味財産の部計	一、三五〇、三〇〇

平成二十二年七月十六日

茨城県水戸市桜川二丁目三番三〇号

一般社団法人茨城県地方自治研究センター

代表理事　吉成　好信